

田布施町低入札価格調査実施要領（平成21年田布施町訓令第16号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（調査基準価格等） 第3条 施行令第167条の10に規定する「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定めるところにより算定する。 （1） 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事） （ア） 補助事業 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10／10＋共通仮設費の9／10＋現場管理費の8／10＋一般管理費の7／10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。 （イ） 単独事業 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10／10＋共通仮設費の9／10＋諸経費の8／10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。 （2） （略） 2 調査基準価格算定調書は、土木系補助事業用（様式第1－1号）、<u>土木系単独事業用（様式第1－2号）</u>及び営繕系（様式第1－3号）とする。 3 （略）	（調査基準価格等） 第3条 施行令第167条の10に規定する「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定めるところにより算定する。 （1） 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事） _____ _____ _____ _____ _____ _____ （2） （略） 2 調査基準価格算定調書は、土木系補助事業用（様式第1－1号）、_____及び営繕系（様式第1－2号）とする。 3 （略）

現 行	改 正 案
(判断基準) 第10条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 数值的判断基準 ① 入札価格内訳書の審査基準 (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満たしていること。 (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。 (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。 (エ) 各工種金額（中項目）は設計金額の50%以上であること。 (オ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。 (カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。 (キ) 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。 (ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の45%以上であること。 <u>(ケ) 単独事業の諸経費は、設計金額の45%以上であること。</u> <u>(コ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目以上で、値引き等による調整、違算がないこと。</u> ② 判断基準額 判断基準額は、調査基準価格×0.98（千円未満切捨て）とし、入札価格がこの額以上であること。	(判断基準) 第10条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 数值的判断基準 ① 入札価格内訳書の審査基準 (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満たしていること。 (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。 (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。 (エ) 各工種金額（中項目）は設計金額の50%以上であること。 (オ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。 (カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。 (キ) 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。 (ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費）は、設計金額の45%以上であること。 <u>(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目以上で、値引き等による調整、違算がないこと。</u> ② 判断基準額 判断基準額は、調査基準価格×0.98（千円未満切捨て）とし、入札価格がこの額以上であること。

現 行	改 正 案
2 (略) 3 判断は、低入札価格調査審査表（<u>別紙 1－1</u> 又は <u>別紙 1－2</u>）及び入札価格比較表（別紙 2）により行うものとする。 様式第 1－1 号 (略) <u>様式第 1－2 号</u> (略) <u>様式第 1－3 号</u> (略) 様式第 2 号～様式第 15 号 (略) <u>別紙 1－1</u> (略) <u>別紙 1－2</u> (略) 別紙 2 (略)	2 (略) 3 判断は、低入札価格調査審査表（別紙 1_____）及び入札価格比較表（別紙 2）により行うものとする。 <u>様式第 1－2 号</u> (略) 様式第 2 号～様式第 15 号 (略) <u>別紙 1</u> (略) 別紙 2 (略)